



環境美化条例について



やまざき さちこ
山崎 幸子
議員

質問 勧告・命令はなぜ行っていないのか。

答弁（経済建設部長） 現行の環境美化条例では、危険な状態についての判断基準が明確化されていないため、行っていない。



質問 美浦村環境美化条例の中で、「空き地が危険状態にある場合は勧告・命令をすることが出来る」とあるが、勧告・命令を出した件数は。

答弁（経済建設部長） 近隣地主より苦情が寄せられたものに対して雑草除去依頼の通知を送付し、対応している。勧告・命令は行っていない。



質問 草が繁茂している状態も、タバコの投げ捨て等で火災となり、充分危険な状態といえると思うが、住民はどのような対応すればよいのか。

答弁（経済建設部長） 個人間の土地の問題なので役場からはそれ以上の措置は取れない。相談者自身で登記簿等を調べて対応してもらえないか。

質問 個人間で対応してもらうというのは、あまりにも役場としての対応は冷たいのではないか。そのために環境美化条例があるのではないか。



答弁（経済建設部長） 行政の民事不介入の原則により、本条例が適用できないケースもある。そのためには本条例の判断基準の明確化等、早急に協議していく。

質問 現行の雑草除去依頼だけでは無視をしている人が多い。そこで抑止力アップの為に、住宅の隣接空き地に関しては、他自治体で行っているような罰則金を設けてはどうか。命令書の文言の中に、「命令に応じない場合は、氏名の公表や、罰則金も課せられます」との文言が入れば無視はしなくなるのではないか。

答弁（村長） 罰則金を設けているところを参考に、導入のための検討をし、住民から「住みよいね」と言われるような条例の適用を目指していきたい。ただ、住宅地以外の空き地と平地林については、村は介入できないので環境美化条例をどの部分で線を引くかも大きなことになってくる。

小中学校運動会の開催時期について

質問 運動会開催時期について教育長の見解は。

答弁（教育長） 県内の状況は、中学校は秋の開催がほとんどで、小学校は春の開催が多い状況となっている。今後、様々な情勢の変化で議論が出てきた際には、学校・生徒・保護者と話し合っていく。

